

受講までの流れ

当事業団における認知症介護研修（法定研修）を受講されるまでの流れについて

ここで示す認知症介護研修は、兵庫県の委託を受けて社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 総合リハビリテーションセンター 福祉のまちづくり研究所 研修課（以下「研修課」という）が実施するものとします

実践者研修・実践リーダー研修においては、平成 29 年度から福祉のまちづくり研究所のホームページの『申込フォーム』から直接申込み（ネット申込）ができるようになりました

認知症介護実践研修（実践者研修）

認知症介護実践研修（実践リーダー研修）の場合

(1)申込提出物の送信・郵送 ※申込期間厳守

- ・必要に応じて『市町からの推薦状』や『実践者研修の修了証の写し（実践リーダー研修のみ）』を添付してください
- ・以下の①②のいずれかの方法で申込みください
 - ①福祉のまちづくり研究所ホームページの申込フォームから送信（ネット申込）【推奨】
 - ②郵送にて研修課へ送付

(2)受講決定

- ・申込者が定員を超える場合等は選考となります（先着順ではありません）
- ・選考は申込期間終了後に行います（申込期間終了後 2 週間経っても選考結果が届かない場合は研修課まで連絡してください）

(3)受講可否結果発送

【受講可の場合】

- ・『選考結果・受講決定通知書等』を発送（郵送）

【受講不可の場合】

- ・『選考結果』を発送（郵送）▶ 終了

※受講可の場合

(4)受講手続き

- ・『受講決定通知書等同封書類』の確認
- ・『研修プログラム』の日程確認
- ・『資料代等振込』手続き（期限内）
- ・『事前課題レポート』の作成 ※研修初日提出
- ・『標準テキスト』の事前入手 ※研修時持参

(5)受講開始

<全員必須>『受講決定通知』『事前課題レポート』・標準テキスト・印鑑・筆記用具

<ネット申込者全員>『受講承諾証明書（原本）』

<ネット申込該当者>『市町推薦状(原本)』『実践者修了証(写) (実践リーダー研修のみ)』

を研修初日に持参してください ※テキスト・印鑑・筆記用具は毎回必要

認知症対応型サービス事業開設者研修

認知症対応型サービス事業管理者研修

小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の場合

(1)申込提出物の提出 ※申込期間厳守

- ・就任（予定）先の市町介護保険担当課へ提出してください

(2)各市町→研修課へ送付

- ・市町から『推薦者一覧表・推薦状（市町が作成）』・『受講申込者の申込提出物』が研修課へ郵送されます（市町は推薦者の優先順位を記入してください）

(3)受講決定

- ・申込者が定員を超える場合は選考となります（先着順ではありません）
- ・選考は研修課への申込期間終了後に行います（申込期間終了後 2 週間経っても選考結果が届かない場合は研修課まで連絡してください）

(4)受講可否結果発送

【受講可の場合】

- ・『選考結果・受講決定通知書等』を発送（郵送）

【受講不可の場合】

- ・『選考結果』を発送（郵送）▶ 終了

※受講可の場合

(5)受講手続き

- ・『受講決定通知書等同封書類』の確認
- ・『研修プログラム』の日程確認
- ・『資料代等振込』手続き（期限内）
- ・『事前課題レポート』の作成 ※研修初日提出
- ・『職場体験実習』の手続き ※開設者研修のみ

(6)受講開始

- ・『受講決定通知』・『事前課題レポート』・印鑑
筆記用具を研修初日に持参してください
※印鑑・筆記用具は毎回必要

当日は、時間に余裕をもって会場へお越しください

以上